

## いじめ防止対策の更なる強化について

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り整理する。

(\* は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組)

### (いじめの防止)

#### ① いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

#### \* ② 重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等を分析し、学校での未然防止等に活用。

### (早期発見)

#### ③ こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、S CやS S Wの配置充実、S N S等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

### (いじめへの対処)

#### \* ④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

#### \* ⑤ 重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

#### ⑥ ネットいじめ、ネット上の誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

### (地方公共団体・学校の実施する取組の充実)

#### \* ⑦ 学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

#### \* ⑧ 重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。